

住宅局所管補助事業等における 消費税相当額の取扱について

平成17年9月1日
国住総発第37号
住宅局長通知

補助事業等の事業主体が、補助事業等を実施する過程において消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する課税仕入れを行うときには、仕入れ先に対し消費税相当額を含む支払を行うが、事業主体の性格等によっては、確定申告の際に当該消費税相当額を仕入れに係る消費税額として税務署に納める消費税納付額から控除できる場合がある。

本来、費用として支払う消費税は補助対象となるものであるが、補助事業における消費税相当額が仕入税額控除の対象となる事業主体に対する補助金の交付決定等の取扱は、下記によることとするので、遺憾のないよう周知徹底を図られたい。

また、補助金以外の交付金等についても、該当するものがある場合には、これに準じて取り扱うこととされているので、御了知願いたい。

記

1. 補助金の交付決定前の段階で当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象事業費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額。以下同じ。）が明らかになる場合
交付決定は、消費税仕入控除税額を除いた額について行う。
2. 補助事業の実績報告の段階で消費税仕入控除税額が明らかになる場合
 - (1) 交付決定は、消費税仕入控除税額の見込額を除いた額について行う。
 - (2) 実績報告及び補助金の額の確定は、確定した消費税仕入控除税額を除いた額について行うものとする。
3. 補助金の額の確定後、消費税の申告により消費税仕入控除税額が明らかになる場合
 - (1) 交付決定は、返還条件を付した上で消費税仕入控除税額を含めて行う。
 - (2) 実績報告及び補助金の額の確定は、消費税仕入控除税額を含む額について行う。
 - (3) 消費税仕入控除税額が確定した段階でその額を返還する。

附 則

1. 補助金の交付決定を変更する場合には、上記1から3までの区分を変更して差し支えない。
2. 消費税法別表第3に列挙された法人については、特定収入割合が100分の5を超える場合、消費税相当額を補助対象事業費に含めても差し支えない（消費税法第60条及び消費税法施行令第75条第3項）。
3. 施行者等が自ら行う住宅の貸し付けは、非課税のため、消費税相当額を補助対象事業費に含めて差し支えない（消費税法第6条別表第1第13号）。但し、住宅の貸付けに係る期間が一月に満たない場合（消費税法施行令第16条の2）を除く。
なお、貸付のための住宅の取得であっても、当該事業施行者が他の取引により消費税の確定申告を行う場合においては、課税売上割合に応じて、当該住宅の取得に係る消費税相当額についても控除が受けられることがあるので注意されたい。